

スマホ・ケータイ人権教室実施要領

1 目的

インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しており、インターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動として、携帯電話会社が実施している「スマホ・ケータイ安全教室」と人権擁護機関が連携し、スマートフォンや携帯電話の利用に関する危険やトラブルを未然に防ぐとともに、SNSや無料通信アプリを使用したいじめなどの人権問題が発生した場合の、人権擁護機関の相談利用について周知を図ることを目的とする。

2 実施主体

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）

京都地方法務局（以下「法務局」という。）

京都府人権擁護委員連合会

3 実施対象

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校及び中高一貫教育学校の生徒とする。

なお、保護者及び教員等の参加については、差し支えないものとする。

4 実施期間

令和5年7月1日から

※土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

5 実施内容

(1) スマホ・ケータイ安全教室

ドコモは、ドコモが定める方法により、スマホ・ケータイ安全教室を実施する。

(2) 人権教室

人権擁護委員又は法務局職員は、口頭又はパワーポイントを使用し、10分程度人権教室を実施する。

6 実施方法

(1) 学校は、開催希望日の前々月の10日までに、ドコモホームページ内の「NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室（オンライン）お申込み方法』＜入門、ベーシック、スタンダード、アドバンス保護者の教室の申込みはこちら＞」（<https://w>

ww.docomo.ne.jp/corporate/csr/social/safety/educational/join_class/) から申し込む。また、申込みの際、申込み受付フォームの「39. ご要望事項」欄に次の事項を必ず記載する。

ア 「法務局コラボ」

イ 【担当法務局】 京都地方法務局

ウ 【担当者名】 人権擁護課企画係

エ 【メールアドレス】 jinken_kyoto_moj_bal@i.moj.go.jp

オ 【ドコモと法務局の時間内訳】 ドコモ〇〇分、法務局〇〇分

※上記の記載を遺漏すると、人権教室が実施されないドコモの「スマホ・ケータイ安全教室」として申込が受け付けられますので、ご注意ください。

- (2) 学校から誤ってFAXにて申込書が提出された場合、法務局は、学校に対しドコモホームページから申込みを行うよう依頼する。
- (3) ドコモの講師による「スマホ・ケータイ安全教室」は原則オンラインにて行い、人権擁護委員又は法務局職員による人権教室は、学校等に訪問して行う。
また、設備の都合上、オンラインで実施できない場合は別途協議する。
- (4) 実施単位は1学年（クラス単位での開催は不可）とし、年度中の申込みは1学校で1回までとする。
- (5) 実施校は、実施後おおむね2週間内に、ドコモが実施するアンケートに回答するとともに、法務局に対し別紙様式にて受講報告をするものとする。

7 その他

申込方法等については、京都地方法務局ホームページにも掲載する。

8 実施要領等についての問合せ先

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

京都地方法務局 人権擁護課企画係

TEL : 075-231-0325

FAX : 075-222-0836

メール : jinken_kyoto_moj_bal @ i.moj.go.jp

9 ドコモへの問合せ先

メール : kansai-k-tai-anzen@nttdocomo.com